

情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する
政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○情報処理の促進に関する法律施行令(昭和四十五年政令第二百七号)(第一条関係)	1
○特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)(第二条関係)	11
○予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)(第三条関係)	20
○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)(第四条関係)	22
○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法施行令(平成十五年政令第三百六十四号)(第五条関係)	24
○総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)(第六条関係)	26
○産業構造審議会令(平成十二年政令第二百九十二号)(第七条関係)	27

改正案	現行
<p style="text-align: center;">（削る）</p> <p>（法第五条第三号の政令で定める情報処理に関する法律の規定）</p> <p>第一条 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第五号第三号の政令で定める情報処理に関する法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（受験手数料）</p> <p>第二条 法第十条第一項の規定により納付しなければならない受</p>	<p style="text-align: center;">（産業構造審議会等への諮問）</p> <p>第一条 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号。以下「法」という。）第三号第三項の機関で政令で定めるものは、産業構造審議会及び情報通信行政・郵政行政審議会とする。</p> <p>2 法第三条第一項の電子計算機利用高度化計画（以下「計画」という。）を定めるに当たっては、経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴くものとし、総務大臣は、電子計算機に電気通信回線を接続してする情報処理のために開発するプログラムに係る部分について情報通信行政・郵政行政審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の規定は、計画の変更について準用する。</p> <p>（法第八条第三号の政令で定める情報処理に関する法律の規定）</p> <p>第二条 法第八条第三号の政令で定める情報処理に関する法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（受験手数料）</p> <p>第三条 法第十三条第一項の規定により納付しなければならない</p>

受験手数料の額は、七千五百円とする。

2 法第二十六条第三項において準用する法第十条第一項の規定により納付しなければならない受験手数料の額は、七千五百円とする。

(登録事項の変更等の手数料)

第三条 法第十八条の規定により納付しなければならない手数料の額は、九百円とする。

(登録手数料)

第四条 法第二十条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、一万七百元とする。

(保険料率)

第五条 法第三十三条第三項の政令で定める率(次項において「保険料率」という。)は、保証をした借入れの期間(中小企業信用保険法施行令(昭和二十五政令第三百五十号)第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。)一年につき、中小企業信用保険法(昭和二十五法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(次項において「無担保保険」という。)にあつては○・四一パーセント(手形割引等特殊保証(同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この項において同じ。))及び当座貸越し特殊保証(同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この項において同じ。))の場合、○・三五パーセント)、同法第三条の三第一項に規定する

受験手数料の額は、七千五百円とする。

2 法第二十九条第三項において準用する法第十三条第一項の規定により納付しなければならない受験手数料の額は、七千五百円とする。

(登録事項の変更等の手数料)

第四条 法第二十一条の規定により納付しなければならない手数料の額は、九百円とする。

(登録手数料)

第五条 法第二十三条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、一万七百元とする。

(保険料率)

第六条 法第三十七条第三項の政令で定める率(次項において「保険料率」という。)は、保証をした借入れの期間(中小企業信用保険法施行令(昭和二十五政令第三百五十号)第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。)一年につき、中小企業信用保険法(昭和二十五法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(次項において「無担保保険」という。)にあつては○・四一パーセント(手形割引等特殊保証(同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この項において同じ。))及び当座貸越し特殊保証(同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この項において同じ。))の場合、○・三五パーセント)、同法第三条の三第一項に規定する

特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

2 (略)

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法)

第六条 法第五十条第一号に掲げる業務に係る勘定における法第五十一条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。次条第一項において「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十一条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、同項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

(積立金の処分に係る承認の手續)

第七条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第五十一条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の

特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

2 (略)

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法)

第七条 法第五十二条第一号に掲げる業務に係る勘定における法第五十三条第四項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。）第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（第十二条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

(積立金の処分に係る承認の手續)

第八条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を法第五十三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の

事業年度の六月三十日までに、同条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第五十一条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 (略)

2 (略)

(国庫納付金の納付の手續)

第八条 機構は、法第五十一条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

第九条 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第十条 国庫納付金は、次の各号に掲げる国庫納付金の区分に応じ当該各号に定める会計に帰属させるものとする。

一 法第五十条第一号に掲げる業務に係る勘定における国庫納

事業年度の六月三十日までに、同条第一項の規定による承認を受けなければならない。

一 法第五十三条第一項の規定による承認を受けようとする金額

二 (略)

2 (略)

(国庫納付金の納付の手續)

第九条 機構は、法第五十三条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)に規定する残余があるときは、当該規定による納付金(以下「国庫納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 (略)

第十条 (略)

(国庫納付金の帰属する会計)

第十一条 国庫納付金は、次の各号に掲げる国庫納付金の区分に応じ当該各号に定める会計に帰属させるものとする。

一 法第五十二条第一号に掲げる業務に係る勘定における国庫

付金 財政投融资特別会計の投資勘定

二 法第五十条第二号及び第四号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 一般会計

三 法第五十条第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第十一条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第八条第一項及び第九条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

(情報処理推進債券の形式)

第十二条 情報処理推進債券は、無記名利札付きとする。

(情報処理推進債券の発行の方法)

第十三条 情報処理推進債券の発行は、募集の方法による。

(情報処理推進債券申込証)

第十四条 情報処理推進債券の募集に応じようとする者は、情報処理推進債券申込証に、その引き受けようとする情報処理推進債券の数並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

2 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある情報

納付金 財政投融资特別会計の投資勘定

二 法第五十二条第二号及び第三号に掲げる業務に係る勘定における国庫納付金 一般会計

(新設)

(毎事業年度において国庫に納付すべき額の納付の手続等)

第十二条 前三条の規定は、毎事業年度において国庫に納付すべき額を国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第九条第一項及び第十条中「期間最後の事業年度」とあるのは、「事業年度」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

処理推進債券（次条第二項において「振替情報処理推進債券」という。）の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該情報処理推進債券の振替を行うための口座（同条第二項において「振替口座」という。）を情報処理推進債券申込証に記載しなければならない。

3 情報処理推進債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 情報処理推進債券の名称
- 二 情報処理推進債券の総額
- 三 各情報処理推進債券の金額
- 四 情報処理推進債券の利率
- 五 情報処理推進債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 情報処理推進債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 応募額が情報処理推進債券の総額を超える場合の措置
- 十一 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

（情報処理推進債券の引受け）

第十五条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が情報処理推進債券を引き受ける場合又は情報処理推進債券の募集の委託を受けた会社が自ら情報処理推進債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

（新設）

2 前項の場合において、振替情報処理推進債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替情報処理推進債券の募集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

(情報処理推進債券の成立の特則)

第十六条 情報処理推進債券の応募総額が情報処理推進債券の総額に達しないときでも情報処理推進債券を成立させる旨を情報処理推進債券申込証に記載したときは、その応募額をもつて情報処理推進債券の総額とする。

(情報処理推進債券の払込み)

第十七条 情報処理推進債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各情報処理推進債券につきその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第十八条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、情報処理推進債券につき社債等振替法の規定の適用があるときは、この限りでない。

2 各債券には、第十四条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十一号に掲げる事項並びに番号を記載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(情報処理推進債券原簿)

第十九条 機構は、主たる事務所に情報処理推進債券原簿を備え

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

て置かなければならない。

2 情報処理推進債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 情報処理推進債券の発行の年月日

二 情報処理推進債券の数（社債等振替法の規定の適用がないときは、情報処理推進債券の数及び番号）

三 第十四条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十一号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

（利札が欠けている場合）

第二十條 情報処理推進債券を償還する場合において欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

（情報処理推進債券の発行の認可）

第二十一條 機構は、法第五十四條第一項の規定により情報処理推進債券の発行の認可を受けようとするときは、情報処理推進債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 情報処理推進債券の発行を必要とする理由

二 第十四条第三項第一号から第八号までに掲げる事項

三 情報処理推進債券の募集の方法

（新設）

（新設）

四 情報処理推進債券の発行に要する費用の概算額

五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
い。

一 作成しようとする情報処理推進債券申込証

二 情報処理推進債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面

三 情報処理推進債券の引受けの見込みを記載した書面

(指定高速情報処理用半導体の種類)

第二十二条 法第六十一条第一項の政令で定める半導体の種類は、演算を行う半導体及び記憶を行う半導体とする。

(指定高速情報処理用半導体に係る施設又は設備を所有し、又は所有することが見込まれる国立研究開発法人)

第二十三条 法第六十八条第一項の政令で定める国立研究開発法人は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構とする。

(その生産施設の設置が先端半導体・人工知能関連技術措置の対象となる当該生産施設で生産されるもの)

第二十四条 法第六十九条第一項第二号の政令で定めるものは、先端的な半導体の生産に必要な原材料、部品及び設備とする。

(法第七十二条第二号の政令で定める経費)

第二十五条 法第七十二条第二号の政令で定める経費は、先端半

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

導体・人工知能関連技術債等の発行及び償還に関する諸費とする。

改正案	現行
<p>（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第八十五条第三項第一号に規定する太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるものは、次に掲げるエネルギーとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 廃熱（工場又は事業場において排出される熱で、その有効利用を図ることが可能なものをいう。第九項第五号において同じ。）</p> <p>七～九（略）</p> <p>6（略）</p> <p>7 法第八十五条第三項第一号イに規定する出資金の出資又は交付金の交付で政令で定めるものは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対する出資金（前項に規定する業務に係るものに限る。）の出資又は交付金（第五十一条の二第一項第二号に該当するものを除く。）の交付とする。</p> <p>8 法第八十五条第三項第一号へに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 エネルギーの使用の合理化又は電気の需要の最適化に資す</p>	<p>（燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る財政上の措置等）</p> <p>第五十条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 法第八十五条第三項第一号に規定する太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであつて政令で定めるものは、次に掲げるエネルギーとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 廃熱（工場又は事業場において排出される熱で、その有効利用を図ることが可能なものをいう。第八項第五号において同じ。）</p> <p>七～九（略）</p> <p>6（略）</p> <p>6（新設）</p> <p>7 法第八十五条第三項第一号へに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 エネルギーの使用の合理化又は電気の需要の最適化に資す</p>

る設備の設置の促進のために行う事業に要する費用に係る補助金（次号及び第五十一条の二第二項第一号に該当するものを除く。）の交付

十 (略)

十一 地域の特性に応じて可燃性天然ガス、石炭及び非化石エネルギーを利用する設備又はエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置の促進を図るために行う調査に要する費用に係る補助金（第五十一条の二第三項第一号に該当するものを除く。）又は委託費（同号に該当するものを除く。）の交付

9| 法第八十五条第三項第一号トに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一〇七 (略)

八 エネルギーの使用の合理化のための技術のうち、当該技術に係る開発の状況からみてその実用化の推進を図ることが特に必要と認められるもので、経済産業省令・環境省令で定める要件に該当するものの開発に要する費用に係る補助金（第二号並びに第五十一条の二第二項第二号及び第二項第二号に該当するものを除く。）又は委託費（同条第一項第二号及び第二項第二号に該当するものを除く。）の交付

10| (略)

(電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等)

第五十一条 法第八十五条第四項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一〇七 (略)

る設備の設置の促進のために行う事業に要する費用に係る補助金（次号に該当するものを除く。）の交付

十 (略)

十一 地域の特性に応じて可燃性天然ガス、石炭及び非化石エネルギーを利用する設備又はエネルギーの使用の合理化に資する設備の設置の促進を図るために行う調査に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

8| 法第八十五条第三項第一号トに規定する補助で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一〇七 (略)

八 エネルギーの使用の合理化のための技術のうち、当該技術に係る開発の状況からみてその実用化の推進を図ることが特に必要と認められるもので、経済産業省令・環境省令で定める要件に該当するものの開発に要する費用に係る補助金（第二号に該当するものを除く。）又は委託費の交付

9| (略)

(電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策に係る財政上の措置等)

第五十一条 法第八十五条第四項に規定する財政上の措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一〇七 (略)

八 立地市町村等（発電の用に供する施設の設置が行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これに隣接する市町村若しくは当該隣接する市町村に隣接する市町村又はこれらの市町村をその区域内に含む都道府県をいう。以下この号及び第十七号において同じ。）における発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及又は次に掲げる措置若しくは事業（第五十二条第一項第六号の定めるところにより当該措置又は事業に係る交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）に要する費用に充てるため当該立地市町村等に対して行う交付金（第一号に該当するものを除く。）の交付

イスト （略）

九十三 （略）

十四 発電用施設の設置がその区域内において行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村の区域（設置が行われ、又は見込まれる発電用施設が原子力発電施設又は再処理施設である場合にあつては、当該区域の住民が通常通勤することができる地域を含む。）内における産業の振興に資する措置であつて、これらの市町村その他第五十二条第一項第六号の定めるところによりこの号に規定する補助金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める者が行うものに要する費用に係る補助金の交付

十五二十四 （略）

256 （略）

八 立地市町村等（発電の用に供する施設の設置が行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これに隣接する市町村若しくは当該隣接する市町村に隣接する市町村又はこれらの市町村をその区域内に含む都道府県をいう。以下この号及び第十七号において同じ。）における発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及又は次に掲げる措置若しくは事業（次条第一項第六号の定めるところにより当該措置又は事業に係る交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要であると認めるものに限る。）に要する費用に充てるため当該立地市町村等に対して行う交付金（第一号に該当するものを除く。）の交付

イスト （略）

九十三 （略）

十四 発電用施設の設置がその区域内において行われ、若しくは行われることが見込まれる市町村、これに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村の区域（設置が行われ、又は見込まれる発電用施設が原子力発電施設又は再処理施設である場合にあつては、当該区域の住民が通常通勤することができる地域を含む。）内における産業の振興に資する措置であつて、これらの市町村その他次条第一項第六号の定めるところによりこの号に規定する補助金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める者が行うものに要する費用に係る補助金の交付

十五二十四 （略）

256 （略）

7 法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

- 一 原子力発電施設等、加工施設若しくは試験研究炉等（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であつて試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当するもの以外のものをいう。以下この号、第五号、第十六号及び第十九号において同じ。）の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（第五十二条第一項各号の定めるところによりイ又はロに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うイ又はロに掲げる交付金の交付及び所在都道府県又は所在都道府県に隣接する都道府県（環境大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うハに掲げる交付金の交付
- イ（略）
- 二（略）

（先端半導体・人工知能関連技術対策に係る財政上の措置等）

7 法第八十五条第六項に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

- 一 原子力発電施設等、加工施設若しくは試験研究炉等（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であつて試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十二条第二項第十号に規定する使用施設等であつて、原子力災害対策特別措置法第二条第四号に規定する原子力事業所に設置されるもののうち、整備法施行令第三条第一号、第二号、第六号、第七号又は第十号に該当するもの以外のものをいう。以下この号、第五号、第十六号及び第十九号において同じ。）の設置がその区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県（次条第一項各号の定めるところによりイ又はロに掲げる交付金の交付に関する事務を行う所管大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うイ又はロに掲げる交付金の交付及び所在都道府県又は所在都道府県に隣接する都道府県（環境大臣が定める基準に適合するものに限る。）に対して行うハに掲げる交付金の交付
- イ（略）
- 二（略）

第五十一条の二 法第八十五条第八項第二号に規定する補助で政

令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 先端的な半導体又はその生産に必要な原材料、部品若しくは設備（次号において「先端的な半導体等」という。）の生産施設（生産施設に係る設備を含む。）の設置に要する費用に係る補助金の交付

二 先端的な半導体等に係る技術の開発に要する費用に係る補助金若しくは委託費の交付又は先端的な半導体等に係る技術の開発に要する費用に充てるため国立研究開発法人産業技術総合研究所若しくは国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に対して行う交付金の交付

2| 法第八十五条第八項第三号に規定する補助又は出資金の出資で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一 先端的な電子計算機の導入に要する費用に係る補助金の交付

二 人工知能関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術をいう。次項第一号において同じ。）を活用して同条第二項の機能を実現するために必要な基礎的なプログラムの開発又は先端的な電子計算機に係る技術の開発に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

三 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第四十七条第一項第十二号に掲げる業務に係る独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資

3| 法第八十五条第八項第四号に規定する措置で政令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

（新設）

一 先端的な半導体の性能の向上及びその安定的な生産の確保並びに先端的な電子計算機の導入その他の人工知能関連技術の利用の促進を図るために行う調査に要する費用に係る補助金又は委託費の交付

二 情報処理の促進に関する法律第四十七条第一項第十六号に掲げる業務に要する費用に係る補助金の交付

(エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等)

第五十二条 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一 エネルギー需給勘定に係る次に掲げる事務 経済産業大臣

イ (略)

ロ 第五十条第八項第一号から第九号までに規定する補助金、委託費又は利子補給金の交付、同条第九項第一号から第六号までに規定する補助金、委託費その他の給付金の交付及び同条第十項第二号に規定する補助金の交付に関する事務

二 エネルギー需給勘定に係る第五十条第八項第十号及び第十三号、第九項第七号及び第八号並びに第十項第一号及び第三号に規定する費用に係る補助金、委託費、交付金若しくは利子補給金の交付、拠出金の拠出又は分担金の支出に関する事務 経済産業省令・環境省令で定める区分に応じ、経済産業大臣又は環境大臣

三 電源開発促進勘定に係る事務のうち、第五十一条第七項第一号イに掲げる交付金並びに同項第五号、第六号及び第十六

(エネルギー対策特別会計の所管大臣の所掌区分等)

第五十二条 エネルギー対策特別会計の管理に関する事務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一 エネルギー需給勘定に係る次に掲げる事務 経済産業大臣

イ (略)

ロ 第五十条第七項第一号から第九号までに規定する補助金、委託費又は利子補給金の交付、同条第八項第一号から第六号までに規定する補助金、委託費その他の給付金の交付及び同条第九項第二号に規定する補助金の交付に関する事務

二 エネルギー需給勘定に係る第五十条第七項第十号及び第十三号、第八項第七号及び第八号並びに第九項第一号及び第三号に規定する費用に係る補助金、委託費、交付金若しくは利子補給金の交付、拠出金の拠出又は分担金の支出に関する事務 経済産業省令・環境省令で定める区分に応じ、経済産業大臣又は環境大臣

三 電源開発促進勘定に係る事務のうち、前条第七項第一号イに掲げる交付金並びに同項第五号、第六号及び第十六号に規

号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務 内閣総理大臣

四 電源開発促進勘定に係る事務のうち、第五十一条第七項第十九号に規定する措置に関する事務 内閣府令・環境省令で定める区分に応じ、内閣総理大臣又は環境大臣

五 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学大臣
イ 第五十一条第二号ロ及びへに掲げる交付金並びに同項第十一号、第十五号及び第二十一号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付に関する事務

ロ (略)
ハ 第五十一条第三項第二号に規定する補助金並びに同条第四項第三号及び第六項第六号に規定する委託費の交付に関する事務

六 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学省令・経済産業省令で定める区分に応じ、文部科学大臣又は経済産業大臣

イ (略)
ロ 第五十一条第三号、第八号、第十二号、第十四号、第十九号及び第二十号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付並びに同項第二十三号及び第二十四号に規定する拠出金の拠出に関する事務

ハ 第五十一条第二号ハからホまでに掲げる交付金並びに同項第九号及び第十号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、イに規定する原子力発電施設等に係るもの
ニ 第五十一条第四項第九号から第十一号まで並びに第六項第二号及び第八号に規定する補助金又は委託費の交付に関

定する補助金又は委託費の交付に関する事務 内閣総理大臣

四 電源開発促進勘定に係る事務のうち、前条第七項第十九号に規定する措置に関する事務 内閣府令・環境省令で定める区分に応じ、内閣総理大臣又は環境大臣

五 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学大臣
イ 前条第二号ロ及びへに掲げる交付金並びに同項第十一号、第十五号及び第二十一号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付に関する事務

ロ (略)
ハ 前条第三項第二号に規定する補助金並びに同条第四項第三号及び第六項第六号に規定する委託費の交付に関する事務

六 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 文部科学省令・経済産業省令で定める区分に応じ、文部科学大臣又は経済産業大臣

イ (略)
ロ 前条第三号、第八号、第十二号、第十四号、第十九号及び第二十号に規定する補助金、委託費又は交付金の交付並びに同項第二十三号及び第二十四号に規定する拠出金の拠出に関する事務

ハ 前条第二号ハからホまでに掲げる交付金並びに同項第九号及び第十号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、イに規定する原子力発電施設等に係るもの
ニ 前条第四項第九号から第十一号まで並びに第六項第二号及び第八号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事

する事務

ホ 第五十一条第四項第五号及び第六号並びに第六項第三号に規定する補助金又は委託費の交付並びに同項第十三号に規定する拠出金の拠出に関する事務（第八号イに掲げる事務を除く。）

七 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 経済産業大臣

イ (略)

ロ 第五十一条第一項第二号イに掲げる交付金並びに同項第五号から第七号まで、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十二号に規定する補助金、委託費、交付金又は利子補給金の交付に関する事務

ハ 第五十一条第一項第二号ハからホまでに掲げる交付金の交付に関する事務のうち、前号イに規定する原子力発電施設等に係るもの以外のもの

ニ 第五十一条第一項第四号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務

ホ 第五十一条第一項第九号及び第十号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、前号イに規定する原子力発電施設等に係るもの以外のもの

ヘ・ト (略)

チ 第五十一条第三項第一号に規定する補助金、同条第四項第一号、第二号、第四号、第七号、第八号及び第十二号に規定する補助金又は委託費並びに同条第六項第一号、第四号、第七号及び第九号から第十二号までに規定する補助金又は委託費の交付並びに同条第五項に規定する措置に関する事務

務

ホ 前条第四項第五号及び第六号並びに第六項第三号に規定する補助金又は委託費の交付並びに同項第十三号に規定する拠出金の拠出に関する事務（第八号イに掲げる事務を除く。）

七 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 経済産業大臣

イ (略)

ロ 前条第一項第二号イに掲げる交付金並びに同項第五号から第七号まで、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十二号に規定する補助金、委託費、交付金又は利子補給金の交付に関する事務

ハ 前条第一項第二号ハからホまでに掲げる交付金の交付に関する事務のうち、前号イに規定する原子力発電施設等に係るもの以外のもの

ニ 前条第一項第四号に規定する補助金又は委託費の交付に関する事務

ホ 前条第一項第九号及び第十号に規定する交付金の交付に関する事務のうち、前号イに規定する原子力発電施設等に係るもの以外のもの

ヘ・ト (略)

チ 前条第三項第一号に規定する補助金、同条第四項第一号、第二号、第四号、第七号、第八号及び第十二号に規定する補助金又は委託費並びに同条第六項第一号、第四号、第七号及び第九号から第十二号までに規定する補助金又は委託費の交付並びに同条第五項に規定する措置に関する事務

八 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 環境大臣

イ 第五十一条第四項第五号及び第六号並びに第六項第三号に規定する補助金又は委託費の交付並びに同項第十三号に規定する拠出金の拠出に関する事務のうち、保障措置に係るもの

ロ 第五十一条第六項第五号に規定する委託費の交付に関する事務

ハ 第五十一条第七項第一号ロ及びハに掲げる交付金並びに同項第二号から第四号まで及び第七号から第十五号までに規定する補助金、委託費又は交付金の交付に関する事務、同項第十七号に規定する拠出金の拠出に関する事務並びに同項第十八号に規定する措置に関する事務

九 (略)

十 先端半導体・人工知能関連技術勘定に係る事務 経済産業大臣

2 (略)

八 電源開発促進勘定に係る次に掲げる事務 環境大臣

イ 前条第四項第五号及び第六号並びに第六項第三号に規定する補助金又は委託費の交付並びに同項第十三号に規定する拠出金の拠出に関する事務のうち、保障措置に係るもの

ロ 前条第六項第五号に規定する委託費の交付に関する事務

ハ 前条第七項第一号ロ及びハに掲げる交付金並びに同項第二号から第四号まで及び第七号から第十五号までに規定する補助金、委託費又は交付金の交付に関する事務、同項第十七号に規定する拠出金の拠出に関する事務並びに同項第十八号に規定する措置に関する事務

九 (略)

(新設)

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第九條の五 令和七年度における財政法第六條に規定する剰余金は、第十九條並びに附則第九條の二及び第九條の三並びに前條第二項の規定にかかわらず、同項の規定により計算して得た額から、令和六年度の一般会計補正予算（第1号）に計上された先端半導体・人工知能関連技術費用（情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）附則第五條第一項に規定する先端半導体・人工知能関連技術費用をいう。）に関する経費であつて、財政法第十四條の三第一項又は第四十二條ただし書の規定により繰越しをしたものについて、令和七年度において不用となつた金額及び国に返納された金額（以下この項において「不用額等」という。）がある場合における当該不用額等（返納の際に当該金額に延滞利息又は加算金が付されている場合には、これらの金額を含む。）を控除して計算する。</p> <p>前項の規定は、令和八年度における財政法第六條に規定する剰余金について準用する。この場合において、同項中「第九條の三並びに前條第二項」とあるのは「前條第三項において読み替へて準用する同條第二項」と、「令和七年度において」とあるのは「令和八年度において」と読み替へるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>（新設）</p>

第十条の四 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第

九十号）第六十九条第三項の規定により令和七年度から令和十

二年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に

係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについて

は、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において

当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十

日まで受け入れることができる。

（新設）

○独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第二十一条―第二十四条関係）			
一	国立研究 開発法人 産業技術 総合研究 所	一	国立研究 開発法人 産業技術 総合研究 所
二	国立研究 開発法人 産業技術 総合研究 所法第十 二条第一 項	二	国立研究 開発法人 産業技術 総合研究 所法第十 二条第一 項
三	経済産業 省令	三	経済産業 省令
四	同条第三 項	四	同条第三 項
五	一般会計 （エネルギー 対策 ギ―対策 特別会計 の先端半 導体・人 工知能関 連技術勘 定の予算 に計上さ れた費用 に係る国 庫納付金 にあつて は、同勘	五	一般会計 （エネルギー 対策 ギ―対策 特別会計 の先端半 導体・人 工知能関 連技術勘 定の予算 に計上さ れた費用 に係る国 庫納付金 にあつて は、同勘
別表第二（第二十一条―第二十四条関係）			
一	国立研究 開発法人 産業技術 総合研究 所	一	国立研究 開発法人 産業技術 総合研究 所
二	国立研究 開発法人 産業技術 総合研究 所法第十 二条第一 項	二	国立研究 開発法人 産業技術 総合研究 所法第十 二条第一 項
三	経済産業 省令	三	経済産業 省令
四	同条第三 項	四	同条第三 項
五	一般会計	五	一般会計

(略)	
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	定

(略)	

改正案	現行
<p>（法第十六条の四第五項の規定による納付金の納付の手續等） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十六条の四第五項の規定による納付金（次項に規定する納付金を除く。）は、一般会計に帰属する。</p> <p>4 エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定の予算に計上された費用に係る法第十六条の四第五項の規定による納付金は、同勘定に帰属する。</p> <p>（法第十六条の六第三項の規定による納付金の納付の手續等） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十六条の六第三項の規定による納付金（次項及び第五項に規定する納付金を除く。）は、一般会計に帰属する。</p> <p>4（略）</p> <p>5 エネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定の予算に計上された費用に係る法第十六条の六第三項の規定による納付金は、同勘定に帰属する。</p> <p>（国庫納付金の帰属する会計） 第十二条 国庫納付金は、次の各号に掲げる国庫納付金の区分に</p>	<p>（法第十六条の四第五項の規定による納付金の納付の手續等） 第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十六条の四第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。 （新設）</p> <p>（法第十六条の六第三項の規定による納付金の納付の手續等） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第十六条の六第三項の規定による納付金（次項に規定する納付金を除く。）は、一般会計に帰属する。</p> <p>4（略） （新設）</p> <p>（国庫納付金の帰属する会計） 第十二条 国庫納付金は、次の各号に掲げる国庫納付金の区分に</p>

応じ当該各号に定める会計に帰属させるものとする。

一～三 (略)

四 法第十七条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における
国庫納付金 一般会計(エネルギー対策特別会計の先端半導
体・人工知能関連技術勘定の予算に計上された費用に係る国
庫納付金にあつては、同勘定)

2
(略)

附 則

(法第十六条の四第五項の規定による納付金の帰属に関する経
過措置)

第十一条 令和六年度の一般会計補正予算(第1号)に計上され
た費用のうち先端半導体・人工知能関連技術費用(情報処理の
促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する
法律(令和七年法律第三十号)附則第五条第一項に規定する先
端半導体・人工知能関連技術費用をいい、同項の規定によりこ
れに関する権利義務がエネルギー対策特別会計の先端半導体・
人工知能関連技術勘定に帰属したものに限り)に係る法第十
六条の四第五項の規定による納付金は、第六条第三項の規定に
かかわらず、同勘定に帰属するものとする。

(法第十六条の六第三項の規定による納付金の帰属に関する経
過措置)

第十二条 (略)

応じ当該各号に定める会計に帰属させるものとする。

一～三 (略)

四 法第十七条第一項第四号に掲げる業務に係る勘定における
国庫納付金 一般会計

2
(略)

附 則

(新設)

(納付金の帰属に関する経過措置)

第十一条 (略)

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>（情報通信行政・郵政行政審議会） 第二百二十五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）、電気通信事業法、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>（情報通信行政・郵政行政審議会） 第二百二十五条 情報通信行政・郵政行政審議会は、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成五年法律第五十四号）、<u>情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）</u>、電気通信事業法、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）、郵便法、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第一百一号）及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案

現行

（所掌事務）

第一条 産業構造審議会（以下「審議会」という。）は、経済産業省設置法第七条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（所掌事務）

第一条 産業構造審議会（以下「審議会」という。）は、経済産業省設置法第七条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
（略）	（略）
商務流通情報分科会	一〇七（略）

名称	所掌事務
（略）	（略）
商務流通情報分科会	一〇七（略）

2 6	(略)	
	(略)	<p>八 (略)</p> <p>九 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第六十五条第四項(同法第六十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

2 6	(略)	
	(略)	<p>八 情報処理の促進に関する法律第三条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>九 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 (新設)</p>